



## 「行財政改革前期実施計画」について

亀山市は、このたび、先にお示しした「第2次亀山市行財政改革大綱」を着実に推進するため、「行財政改革前期実施計画」を策定しました。

本実施計画は、本年度から平成29年度までの3年間を計画期間とし、「第2次行財政改革大綱」に掲げる「開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立」を達成するため、4つの目標、20の取組項目に沿って具体的な取組を定めたものです。

3年間で実行する取組は116項目であり、予算編成改革や事業の再編、市営住宅の統廃合の推進、人事考課制度の再構築、地域一括交付金の導入など、全庁でこの改革を進めていく計画としています。また、それぞれの項目に取組責任者を設け、計画的かつ戦略的に取り組みます。

なお、この取組の進捗については、年度毎に実績を市ホームページなどで公表しますので、市民の皆様の理解を得ながら共に改革を進めるとともに、職員一人ひとりが危機意識を持ち、行財政改革推進本部を中心に各部署が一丸となって改革を実行します。